

第十八号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「標準的な職務の内容は、人事委員会が定める」を「職務の内容は、別表第三に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に改め、「職を」の下に「前項に規定する等級別基準職務表及び」を加える。

第六条の見出し中「昇格昇給」の下に「等」を加え、同条第八項中「まで」の下に「及び第七項」を加え、同項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第七号）第七条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より三号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位三号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第六条の三中「第六条第七項」を「第六条第八項」に改める。

第十三条第二項第二号中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第二十三条第一項中「休職等の」を「、休職等の」に改め、同項第三号中

「（昭和三十年七月江戸川区条例第七号）」を削り、「第二条」を「第二条第一

は特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同部四級の項中「係長、担当係長又は主査の職務」とあるのは「係長、担当係長若しくは主査の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務」と、同表ホの部四級の項中「係長、担当係長又は主査の職務」とあるのは「係長、担当係長若しくは主査の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務」とする。

別表第三（第五条関係）
イ 行政職給料表（一）等級別基準職務表

七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	職務の級
統括課長の職務	課長、担当課長又は副参事の職務	総括係長の職務	係長、担当係長又は主査の職務	主任主事の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	係員の職務	基準となる職務

二級	一級	職務の級
高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	係員の職務	基準となる職務

二 医療職給料表(二)等級別基準職務表

三級	二級	一級	職務の級
部長、担当部長又は参事の職務	課長、担当課長又は副参事の職務	係長、担当係長又は主査の職務	基準となる職務

八 医療職給料表(一)等級別基準職務表

四級	三級	二級	一級	職務の級
統括技能長の職務	技能長の職務	技能主任の職務	係員の職務	基準となる職務

ロ 行政職給料表(二)等級別基準職務表

八級	部長、担当部長又は参事の職務
----	----------------

(施行期日)
付 則

七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	職務の級
統括課長の職務	課長、担当課長又は副参事の職務	総括係長の職務	係長、担当係長又は主査の職務	主任主事の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	係員の職務	基準となる職務

ホ 医療職給料表(三)等級別基準職務表

七級	六級	五級	四級	三級
統括課長の職務	課長、担当課長又は副参事の職務	総括係長の職務	係長、担当係長又は主査の職務	主任主事の職務

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(降給の場合における行政職給料表(二)の改正に伴う経過措置の取扱い)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年十二月江戸川区条例第四十七号)付則第二項及び第三項の規定により特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるもののこの条例による改正後の職員の給与に関する条例第六条第七項の規定を適用した場合の給料月額については、人事委員会が定める。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(説明)

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の改正に伴い、職員の職務を給料表の等級ごとに分類する際の基準となるべき職務の内容を定める等級別基準職務表を定めるとともに、分限処分における降給の効果を定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。